

## 「石垣市平得大俣への陸上自衛隊配備計画をめぐる市有地売却、一部貸付けによる石垣市の市民財産への侵害と、住民投票に関連する住民意思軽視に抗議する憲法研究者・法律家声明」

石垣市は、陸上自衛隊配備計画における配備予定地平得大俣の市有地22.4ヘクタールのうち13.6ヘクタール（10筆）を防衛局に売却する方針を決定した。市有地処分案は2月21日に、「平得大俣地域への陸上自衛隊駐屯地配備に関する特別委員会」に付託され、野党が審議方針に反発するなか、同委員会は27日に市有地売却案を可決した。議案は3月2日に石垣市議会本会議で報告され、採決される。本会議で売却案が可決された場合、石垣市は当該市有地の売却契約と、一部貸付け分（約9ヘクタール、3筆）の賃貸借契約も防衛局との間で締結する見通しである。

私たちは以下の理由から、今回の市有地売却、および一部貸付け方針の決定、その手続きの遂行が、日本国憲法94条の地方公共団体の適正な財産管理の行使を怠るものであり、日本国憲法92条における地方自治の本旨である住民自治および団体自治に背くものであるとして、抗議し、少なくとも住民投票実施によって市民の意思を踏まえるまで、売却、貸付けに向けた手続きの中止を求める。

1．配備計画の予定地近隣住民で構成される4公民館（於茂登、嵩田、開南、川原）は、陸自配備計画に反対する声明を出しており撤回していない。

2．上記の4公民館は、住民投票が実施されたならば、その結果に従うとの意思を示しており、市有地の売却・貸付け決定よりも、住民投票実施が先行されるべきである。

平得大俣の陸上自衛隊配備計画に関しては、本配備計画の賛否を問うため「石垣市住民投票を求める会」（金城龍太郎代表）が1万4263筆の署名で直接請求した住民投票条例案が市議会で否決されたことを理由に、石垣市長は石垣市の自治基本条例28条に基づく住民投票実施義務を負いながら、現在に至るまで実施していない。

3．市民は住民投票の実施を怠る石垣市に対して、これを不服であるとして、昨年9月19日付けで那覇地方裁判所に「石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施義務付け訴訟」を提起し、仮の義務付けを申立てており、訴訟係属中である。

訴訟係属中に、争点に関わる陸上自衛隊配備計画における配備予定地の市有地売却手続きを進めることは、市民の声に耳をふさぎ、陸自配備に着工するという既成事実を作る行為であり、あまりに不誠実である。1万4263筆の署名で、市民の意思に基づく市政運営を求めた住民の要求に背く。

4. 訴訟を通して、石垣市自治基本条例28条に対する市民側と、市との間に解釈の対立があることが明らかになっているが、市民らによる、自治基本条例に基づき市長が住民投票実施義務を負うとの解釈は、市が作成し示し運用してきた条例の逐条解説に基づくものであることが明らかになっている。

今回の住民投票条例に関わる市の解釈は、自治基本条例28条1項の署名要件を、地方自治法74条に規定する50分の1以上から4分の1と加重しながら、同条例28条4項の「所定の手続き」に関しては、議会の議決が必要だという立場をとり、明らかに住民の権利を厳しく制限する解釈をしている。しかし、このような解釈は、地方自治法74条の趣旨に違反し、地方自治の本旨を実現すべく、憲法が94条で地方公共団体に保障した条例制定権規定に違反する。市民が条例に適合する要件を備えたにもかかわらず、市長が、市議会による否決を理由として、現在まで住民投票の実施義務を怠ることは、違憲、違法だといえる。このような違憲、違法状態を解消すべく、住民投票の実施が求められる。

5. そもそも、これまで自衛隊基地がなかった石垣市に、自衛隊基地が配備されるのは、市民生活に非常に重大な影響を及ぼす、市政運営にとっても重大な事柄である。このような従来の石垣市では想定しなかった事態に対して、市民の意思を問わないというのは、民主主義に基づく地方自治の根幹にかかわる。

6. 報道等によると、今回の市有地売却、貸付け方針の決定、そして始められている審議等の手続きは、年度内に契約を結びたいという防衛局側と、その方針を受けた石垣市による拙速な手続き開始であるとの強い批判がなされている。市有地は市民の財産であるにも関わらず、市民不在で手続きが進められようとしている。

住民投票条例案に関して1万4263筆もの署名が集まったことを考えれば、石垣市民の陸自配備計画に対する関心は非常に高く、住民の意思を問わないまま、国そして市の一方的な計画のもとに市民の財産を処分しようとする市の動きは、日本国憲法92条の住民自治を実現するための市の財産管理、国と独立した団体としての石垣市の財産管理という点から問題であり、到底看過できるものではない。

現在、議論が進められている、防衛局に対する石垣市の市有地売却・貸付けの議論は、石垣市民にとって重大な関心事である、陸上自衛隊配備問題の今後の進展に深く関わる事柄である。このような重大事案について、直接関連する住民投票請求が行われているにもかかわらずそれを怠り、これに対する市民による義務付け訴訟、仮の義務付け申立て係属中であるにもかかわらず、裁判所の判断を待たずに、土地の売却・貸付けという既成事実を作ろうと

する市の動きは、住民の意思を無視し、国の方針に即応して従属するものであり、憲法における地方自治の本旨である住民自治、団体自治に反する。

石垣市の自治基本条例は、憲法における民主主義を地方において実現しようとする条例である。この条例に基づく住民の要求に応じて、陸上自衛隊配備の賛否を問う住民投票を行う自治基本条例上の義務が発生しており、住民投票によって市民の意思が示されるまで、自衛隊配備に関連した市有地の売却、貸付けの手続きを中止するよう要望する。

2020年2月28日

#### 呼びかけ人

小林 武（愛知大学名誉教授・沖縄大学客員教授・弁護士）

高良沙哉（沖縄大学教授）

#### 賛同者

飯島 滋明（名古屋学院大学）

五十嵐正博（金沢大学・神戸大学名誉教授）

池宮城紀夫（弁護士・那覇第一法律事務所）

井口 秀作（愛媛大学教授）

石王 大樹（斉藤道俊法律事務所・釧路弁護士会）

伊藤 真（弁護士・伊藤塾塾長）

稲 正樹（元国際基督教大学教授）

井端 正幸（沖縄国際大学教授）

今 重一（弁護士・釧路弁護士会）

植野妙実子（中央大学名誉教授）

上原 智子（弁護士・沖縄合同法律事務所）

右崎 正博（獨協大学名誉教授）

内田 雅敏（弁護士・戦争をさせない1000人委員会事務局長）

内山 新吾（弁護士・山口第一法律事務所）

浦田 賢治（早稲田大学名誉教授）

榎澤 幸広（名古屋学院大学准教授）

大井 琢（弁護士・沖縄・そよかぜ法律事務所）

大江 京子（弁護士・東京・東京東部法律事務所）

大熊 政一 ( 弁護士・東京・旬報法律事務所 )  
岡田健一郎 ( 高知大学准教授 )  
岡田 正則 ( 早稲田大学教授 )  
奥野 恒久 ( 龍谷大学教授 )  
神谷 誠人 ( 弁護士・ヒューマン法律事務所 )  
上脇 博之 ( 神戸学院大学法学部教授 )  
金高 望 ( 弁護士・のぞみ法律事務所 )  
河上 暁弘 ( 広島市立大学准教授 )  
菊地 洋 ( 岩手大学准教授 )  
北澤 貞男 ( 弁護士・埼玉弁護士会 )  
北村 栄 ( 弁護士・名古屋第一法律事務所・青年法律家協会弁学会合同部会議長 )  
儀部和歌子 ( 弁護士・儀部和歌子法律事務所 )  
儀保 唯 ( 弁護士・弁護士法人岡野法律事務所 )  
清末 愛砂 ( 室蘭工業大学大学院准教授 )  
倉持 孝司 ( 南山大学教授 )  
小牧 英夫 ( 弁護士・神戸花くま法律事務所 )  
笹沼 弘志 ( 静岡大学教授 )  
斉藤小百合 ( 恵泉女学園大学 )  
佐藤 真理 ( 弁護士・奈良合同法律事務所・奈良県平和委員会共同代表 )  
斉藤 道俊 ( 弁護士・斉藤道俊法律事務所・釧路弁護士会 )  
阪口 剛 ( 弁護士・釧路弁護士会 )  
清水 雅彦 ( 日本体育大学教授 )  
城間 博 ( 弁護士・那覇楚辺法律事務所 )  
鈴木 眞澄 ( 龍谷大学名誉教授 )  
高木 吉朗 ( 弁護士・コザ法律事務所 )  
高佐 智美 ( 青山学院大学教授 )  
高良 鉄美 ( 琉球大学名誉教授・参議院議員 )  
永井 哲男 ( 弁護士・釧路弁護士会元会長 )  
長岡麻寿恵 ( 弁護士・南大阪法律事務所 )  
仲地 博 ( 沖縄大学名誉教授 )  
中原 正樹 ( 弁護士・釧路弁護士会 )

仲松 正人 ( 弁護士・仲松正人法律事務所 )  
長峯 信彦 ( 愛知大学教授 )  
中村 昌樹 ( 弁護士・新都心法律事務所 )  
永山 茂樹 ( 東海大学教授 )  
棗 一郎 ( 弁護士・旬報法律事務所 )  
成澤 孝人 ( 信州大学教授 )  
新倉 修 ( 青山学院大学名誉教授・弁護士・QI法律事務所 )  
西 晃 ( 弁護士・西晃法律事務所 )  
根森 健 ( 東亜大学大学院特任教授 )  
長谷川 亮 ( 斉藤道俊法律事務所・釧路弁護士会 )  
林 千賀子 ( 弁護士・ゆい法律事務所 )  
古川 純 ( 専修大学名誉教授 )  
松崎 暁史 ( 弁護士・ゆい法律事務所 )  
松田 幸子 ( 弁護士・弁護士法人えいらく法律事務所・宮崎県弁護士会 )  
松原 幸恵 ( 山口大学准教授 )  
松本 啓太 ( 弁護士・弁護士法人瑞慶山総合法律事務所 )  
丸谷 誠 ( 斉藤道俊法律事務所・釧路弁護士会 )  
丸山 重威 ( 元関東学院大学教授・現日本民主法律家協会理事・ジャーナリスト )  
南 典男 ( 弁護士 )  
三宅 俊司 ( 弁護士・三宅俊司法律事務所 )  
三宅裕一郎 ( 日本福祉大学教授 )  
宮里 邦雄 ( 弁護士・東京共同法律事務所 )  
村井 敏邦 ( 一橋大学・龍谷大学名誉教授・弁護士 )  
森 英樹 ( 名古屋大学名誉教授 )  
山口 耕司 ( 斉藤道俊法律事務所・釧路弁護士会 )  
横江 崇 ( 弁護士・沖縄・美ら島法律事務所 )  
米倉 洋子 ( 弁護士・東京弁護士会所属・日本民主法律家協会事務局長 )  
若尾 典子 ( 前佛教大学教授 )  
脇山 拓 ( 弁護士・山形県弁護士会所属・わきやま法律事務所 )  
和田 義之 ( 弁護士・安富共同法律事務所 )